

伊勢市ごみ処理基本計画改定版 (案)



ごみ分別啓発 PR キャラクター『かもしかのごみバスターズ』

伊勢市

目 次

第1章. 計画の基本的事項	1
第1節. 計画策定の背景と目的.....	1
第2節. 計画の位置付け役割.....	1
第3節. 計画の対象廃棄物の範囲.....	2
第4節. 計画の目標年度.....	2
第2章. 現状と課題	3
第1節. これまでの施策内容の評価（数値、施策）.....	3
1. 数値目標の評価と分析.....	3
2. 施策の評価と分析.....	4
第2節. ごみ排出量と資源化.....	7
1. ごみ排出量の推移.....	7
2. 資源化率の推移.....	9
3. 県内他自治体との比較.....	9
第3節. 分別品目と協力度.....	11
1. 分別品目.....	11
2. ごみの組成.....	12
第4節. ごみの排出場所と排出・収集回数.....	12
1. 排出場所.....	12
2. 排出・収集回数.....	13
第5節. 収集体制.....	14
第6節. ごみ処理施設の運営.....	15
1. 中間処理施設.....	15
2. 最終処分場.....	17
第7節. 課題.....	18
第3章. めざす姿	20
第1節. 基本理念.....	20
第2節. 基本方針.....	21
第4章. 計画目標	22
第1節. 人口推計.....	22
第2節. 基本目標.....	23
第5章. 基本施策	24
第1節. 施策体系.....	24
第2節. 具体的な施策.....	25
1. 基本方針1：3R（ごみの減量と資源化）の推進.....	25
2. 基本方針2：安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進.....	39
3. 基本方針3：市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進.....	43

第6章. 計画の推進に向けて	47
第1節. 推進体制	47
第2節. 計画の進捗管理	47
1. 進行管理体制	47
2. 進行状況の評価及び公表	47
3. 次期計画への反映	47
第7章. その他	48
第1節. 災害廃棄物対策	48
1. 基本的な考え方	48
2. 災害廃棄物処理計画	48
資料1. 伊勢市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	50

第1章. 計画の基本的事項

第1節. 計画策定の背景と目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上、一般廃棄物の適正な処理を実現するため、同法第6条第1項の規定により計画を定め、ごみに対する本市の姿勢を定めることを目的としています。

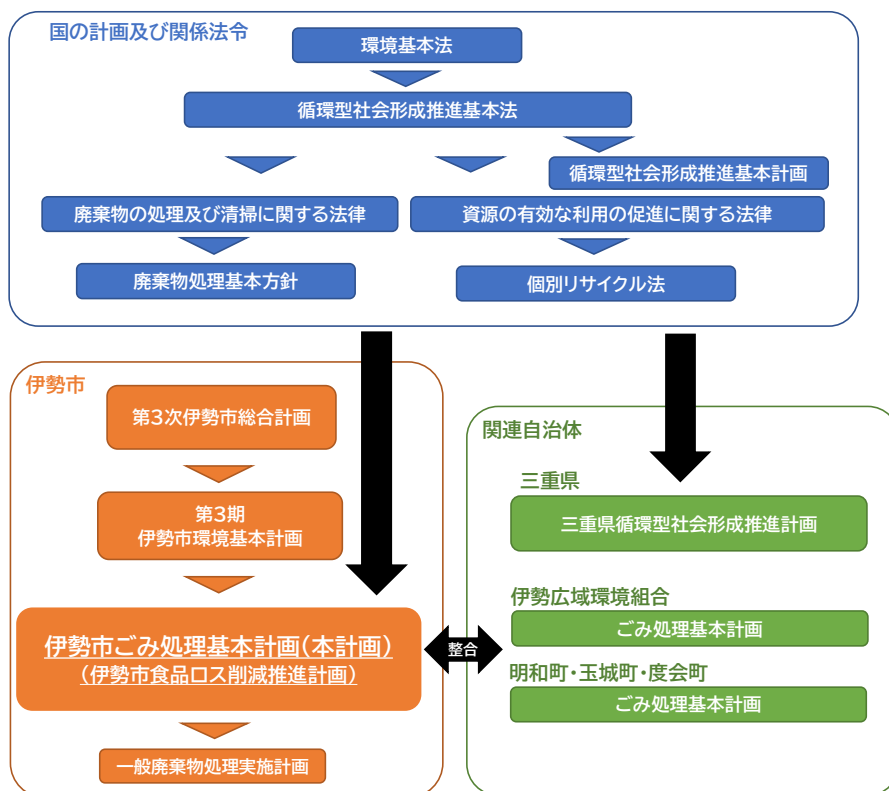
2018（平成30）年3月に策定した伊勢市ごみ処理基本計画（以下、「現行基本計画」という）の中間目標年度（令和4年度）を迎え、SDGsの視点や「プラスチック資源循環法」など国及び地方自治体のごみ処理行政の変動等を受け、伊勢市における今後のごみの減量及びごみ処理体制の方向性と施策を改めて検討し、現在の実情に合わせた計画に見直しを行うこととしました。

第2節. 計画の位置付け役割

本計画は、ごみに関係する各種法令との関連を踏まえながら、上位計画である「伊勢市総合計画」や「伊勢市環境基本計画」で掲げたごみ処理に関する目標の実現に向け、ごみ処理における今後の施策の方向性及び目標とする社会の姿を定めています。なお、本計画の見直しに伴い、食品ロス削減の推進に関する法律第13条で規定する「市町村食品ロス削減計画」を内包するものとします。

また市民・地域組織、事業者、行政など各主体の役割を示し、施策への取り組みの推進を図っています。

図1-1 計画の位置付け



第3節. 計画の対象廃棄物の範囲

本計画は、市全域で発生するごみ（一般廃棄物に限る）の処理を対象とします。

※一般廃棄物とは・・・家庭から排出される廃棄物及び事業者から排出される廃棄物のうち、廃棄物処理法により指定された産業廃棄物以外の廃棄物です。産業廃棄物とは、例えば焼却場から発生する燃え殻や、建築物の解体により発生するがれき類などで、20種類が指定されています。

第4節. 計画の目標年度

本計画は、2018（平成30）年度を初年度とし、2022（令和4）年度を中間目標年度、その5年後の2027（令和9）年度を最終目標年度とします。

また、国におけるごみ行政や計画策定の前提となっている諸条件などが大きく変化した場合には、適宜見直しを行います。

第2章. 現状と課題

第1節. これまでの施策内容の評価（数値、施策）

現行基本計画で設定した数値目標及び施策の達成状況を整理し、これまでの施策内容の評価を行います。

1. 数値目標の評価と分析

現行基本計画では、「可燃ごみ量」「資源化率」「最終処分量」の3つの排出量について目標を定めています。目標達成状況は下記の表2-1のとおりです。

なお、可燃ごみ量と最終処分量の項目においては、令和3年度の時点で中間目標は達成していますが、資源化率に関しては達成していません。また、最終処分量に関しては、最終目標の数値も達成している状況です。

表2-1 目標の達成状況

項目	基準値 (H28実績)	最新実績 (R3)	中間目標 達成状況	中間目標 (R4年)	最終目標 (R9年)
可燃ごみ量 ^{※1} (t/年)	42,948	39,701	▲ 338 達成	40,039	38,438
資源化率 ^{※2} (%)	23.7%	23.6%	▲ 1.6% 未達成	25.2%	26.8%
最終処分量 (t/年)	144	110	▲ 19 達成	129	119

※1 「可燃ごみ」については、「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省作成)の中で、「可燃ごみ」「燃やすごみ」などの分類されるもので、伊勢市の分類区分では「燃えるごみ」と同区分のものです。

※2 「資源化率」については、「焼却灰」の資源化を含めている数値です。

2. 施策の評価と分析

現行基本計画では、3つの基本方針に対し重点施策を含む9つの基本施策を設定しました。それらの達成進捗状況は下記の表2-2のとおりです。

表2-2 施策の達成進捗状況

項目	施策 (★:新規に実施する施策)	実施 状況	取組内容
基本方針1 3R(ごみの減量化)の推進			
重点施策:ごみの減量・資源化			
①食品ロス削減に関する取り組み			
市民・地域組織	・使用期限、消費期限の近いものの購入	○	食品ロス協議会を立ち上げ、毎年10月に「食品ロス削減キャンペーン」の実施や、広報いせその他イベントなどで啓発を実施した。
	・使用期限、消費期限内の利用	○	
	・量り売りの利用	×	
	★「30・10運動」(仮称)の推進	○	食品ロス削減全国ネットワークに参加し、毎年年末から年明けにかけて全国一斉啓発を実施した。
事業者	・食品リサイクル法の趣旨に沿った減量、資源化の検討	○	食品ロス削減全国ネットワーク協議会を通じて、関係団体などへ要請を行った。
	・「量り売り」などの展開促進	○	
	★「外食時の小盛りメニュー」「持ち帰り運動」の促進	○	「食に感謝 食べきり応援店」制度を立ち上げ、市内の飲食店の参加を呼び掛けた(R3:46店舗)
行政	・メディアを使った広報活動	○	・広報いせ ・SNS(facebook、インスタグラム) ・CATV ・YouTube など
	★全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した普及促進	○	全国一斉啓発を実施した。
	★福祉・農林・消費者団体などと連携した食品廃棄物ループの構築	○	福祉部局と連携し、R3年度から「ファミマフードドライブ」を開始した。
②雑がみ類のさらなる資源化に関する取組み			
市民・地域組織	・雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化	○	・広報いせなどのメディアを通じた啓発 ・出前授業での啓発 ・市内小学校(小4)を対象とした「雑がみチャレンジ！」の実施(参加:13校、590人)
	・“雑がみマイスター”制の導入	▲	
	・再生資源回収事業奨励金制度と連携した紙類資源化に向けた取組み	○	補助金対象資源として“雑がみ”の周知を実施した。(R3 交付団体数:127団体、交付金額3,538,630円)
事業者	・雑がみ分別の啓発	○	企業への啓発と併せて、今まで資源化できなかった紙類(禁忌品)の資源化を行う「トイレの紙さまプロジェクト」を実施した。
行政	・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催	○	自治会向け説明会を実施した(H30年度:58自治会、1,574人)
③未利用資源の資源化の検証			
市民・地域組織 事業者、行政	・再生利用が可能な品目の拡大化検討及び資源化に向けた協働での取り組み	▲	「紙おむつリサイクル」に関し、先進地視察を行った。(H30:大牟田市、大木町、伯耆町)
1)発生抑制(リデュース)の推進			
市民・地域組織	・生ごみを出さない調理の実施	○	広報いせ、ホームページ、出前授業などを通じた啓発の実施。
	・生ごみの水切り及び乾燥	○	
	・生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化	○	
	・過剰購入の抑制	○	食品ロス協議会を立ち上げ、毎年10月に「食品ロス削減キャンペーン」の実施や、広報いせその他イベントなどで啓発を実施した。

項目	施策 (★:新規に実施する施策)	実施 状況	取組内容
	・詰め替え商品の利用	○	広報いせ、分別ガイドブックによる啓発の実施。
	・過剰包装の辞退	×	
	・使い捨て商品の利用抑制(レジ袋の削減とマイバッグの利用)	○	
	・故障品の修理と利用	○	
	・資源物集団回収の促進	○	補助金対象資源として”雑がみ”の周知を実施した。(R3 交付団体数:127 団体、交付金額 3,538,630 円)
事業者	・使用、消費期限内での使用、消費が図られる工夫	○	食品ロス削減全国ネットワーク協議会を通じて、関係団体などへ要請を行った。
	・詰め替え商品の開発	×	
	・過剰包装の抑制	×	
	・使い捨て商品利用抑制の支援(マイバッグ利用の支援)	○	
	・イベント時のリユース容器使用	×	
行政	・家庭系ごみ処理の有料化も含めた発生抑制の検討	▲	平成 30 年から粗大ごみ有料収集の内容変更。
2)再使用(リユース)の推進			
市民・地域組織	・目的外使用の促進	×	
市民・地域組織 事業者、行政	・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー、オークションの利用	○	環境フェア、もったいないフェアなどのイベントの実施。
行政	★ぐりんくん制度の拡充	○	自治会主催粗大ごみ回収時に「再利用品」の種別を新たに設定し、環境フェアなどのイベントで無償提供を行った。
3)再生利用(リサイクル)の推進			
市民・地域組織	・資源物の分別、排出の徹底	○	広報いせ、出前授業、集積所への掲示などを通じた啓発を実施。
	・再生利用品の購入、使用	○	
事業者	・自らの資源化の徹底	▲	市民へ向けて小売店における店頭回収の案内などを実施した。
	・生ごみ処理機を利用した堆肥化・減量化	○	
行政	・生ごみ等のバイオマス利用の検討	×	生ごみ処理機購入助成を実施した。(R3:家庭系 62 件、1,144,000 円 事業系 1 件、3,000,000 円)
基本方針 2 安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進			
1)分別協力度の向上			
市民・地域組織	・指定された分別に合わせた排出	○	廃棄物減量等推進員の委嘱を行い、正しい分別の実施に向けて取り組んだ。(R3:56 自治会 100 名)
	・行政が実施する組成調査への協力	○	
	・分別の徹底	○	
事業者	・指定された分別ができていないごみの排出者に対する指導強化	○	市民からの通報に基づき、事業所への指導等を実施した。
行政	・事業系ごみの搬入検査の実施	○	伊勢広域環境組合と共同で実施中。
	・組成調査の実施	○	
2)収集方法等の効率化			
事業者	・事業系ごみの自己搬入または収集・運搬許可業者の利用	○	市ホームページによる周知を実施した。
	・家庭系ごみ収集での民間委託の拡大による収集経費の削減	○	
3)適正処理の推進			
行政	・適正な運転の推進	○	法基準を満たした適正な運転を実施中。

項目	施策 (★:新規に実施する施策)	実施 状況	取組内容
	・設備に対する適切な補修、交換	○	適正な補修、交換の実施中。
	・新しいごみ処理施設の建設	○	現在「ごみ処理施設整備検討委員会」を立ち上げ、工事発注に向けての事務を実施中。
	・伊勢、小俣廃棄物投棄場を含めた適切な最終処分体制の検討	○	伊勢、小俣廃棄物投棄場の維持を継続中。
基本方針3 市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進			
1)ごみに関する教育、学習、啓発の充実			
市民・地域組織	・環境学習の場への参加	○	自治会・団体で行う出前授業などの実施(【R3】開催:19回。参加:延べ879人)。
	・家庭、地域での環境教育の実施	○	
事業者	・職場における環境教育の実施	▲	市内の一部の事業者で実施中。
	・事業活動等を題材にした学習機会の提供	▲	
	・環境技術等の情報提供・発信	▲	
行政	・学校での環境教育の実施	○	小学校で行う出前授業などの実施(【R3】開催:7回。参加:延べ316人)。
	・地域での住民説明会、ごみリサイクルカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた各施策の推進・啓発	○	出前授業や、各種メディアを通じた啓発の実施。
	・園児を対象とした参加型環境教育の実施	○	幼稚園で行う環境出前講座の実施(【R3】開催:12回。参加:延べ563人)。
	・ごみ分別啓発PRキャラクターを用いた啓発活動の実施	○	出前授業や各種イベントへの参加、各種メディアを通じた啓発の実施。
2)協働による計画の推進			
市民・地域組織 事業者、行政	・市民・地域組織、事業者、行政などの連携と各主体の役割の実行	○	伊勢市廃棄物減量等推進審議会で協議を行った。
	・互いが補完しあう体制の構築	○	各団体と協働した事業を実施中。
行政	・横のつながりを意識した連携	▲	伊勢市の啓発内容について、広域組合構成町へ情報提供を実施した。

第2節. ごみ排出量と資源化

1. ごみ排出量の推移

本市におけるごみ排出量は、表2-3、図2-1～3に示すとおりです。

表2-3 ごみ排出量等の推移

区分		単位	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ	燃えるごみ	t/年	25,936	25,851	25,868	25,763	25,299
	資源物☆	t/年	4,141	4,292	4,273	4,481	4,239
	粗大ごみ	t/年	251	262	335	753	740
	投棄場への搬入量	t/年	593	550	576	166	160
	小計	t/年	30,921	30,955	31,052	31,163	30,438
	集団回収量☆	t/年	2,161	2,063	1,864	1,317	1,180
	1人1日あたりのごみ排出量★ (燃えるごみ)	g/人・日	559.2	561.8	565.2	569.9	565.4
事業系ごみ	燃えるごみ	t/年	16,668	16,067	15,638	13,946	14,402
	資源物☆	t/年	93	102	106	95	79
	粗大ごみ	t/年	1,036	998	1,023	645	677
	小計	t/年	17,797	17,167	16,767	14,686	15,158
	1日あたり事業系ごみ排出量	t/日	48.8	47.0	45.8	40.2	41.5
家庭系+事業系	燃えるごみ	t/年	42,604	41,918	41,506	39,709	39,701
	資源物(組合処理分)	t/年	4,234	4,394	4,379	4,576	4,318
	市町直接資源化物	t/年	2,496	2,457	2,376	2,569	2,625
	粗大ごみ	t/年	1,287	1,260	1,358	1,398	1,417
	投棄場への搬入量	t/年	593	550	576	166	160
	ごみ総排出量	t/年	51,214	50,579	50,195	48,418	48,221
	人口	人	127,064	126,060	125,043	123,853	122,580
(世帯数)	世帯	54,913	55,202	55,615	55,808	55,905	

注:人口は各年度末における住民基本台帳人口と外国人登録者数の計

注:数値には、四捨五入上の誤差を含みます

注:☆マークは、ごみではなく資源物ですが、分類上「家庭系ごみ」「事業系ごみ」に含めています

注:☆集団回収量は、「ごみ排出量」には含めていませんが、参照のために記載しています

注:★マークは、減量化を図るため「燃えるごみ」についての一戸あたりの排出量を記載しています

家庭系ごみに関しては、減少傾向で推移しています(図2-1)。しかし、燃えるごみの1人1日あたりのごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭でのライフスタイルがステイホームとなったことから、増加傾向で推移していました。令和3年度には減少しましたが、家庭におけるごみの減量・資源化の取り組みが必要となります(図2-2)。

事業系ごみに関しても、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は大きく減少しましたが、令和3年度には増加に転じていることから、今後も注視していく必要があります(図2-3)。

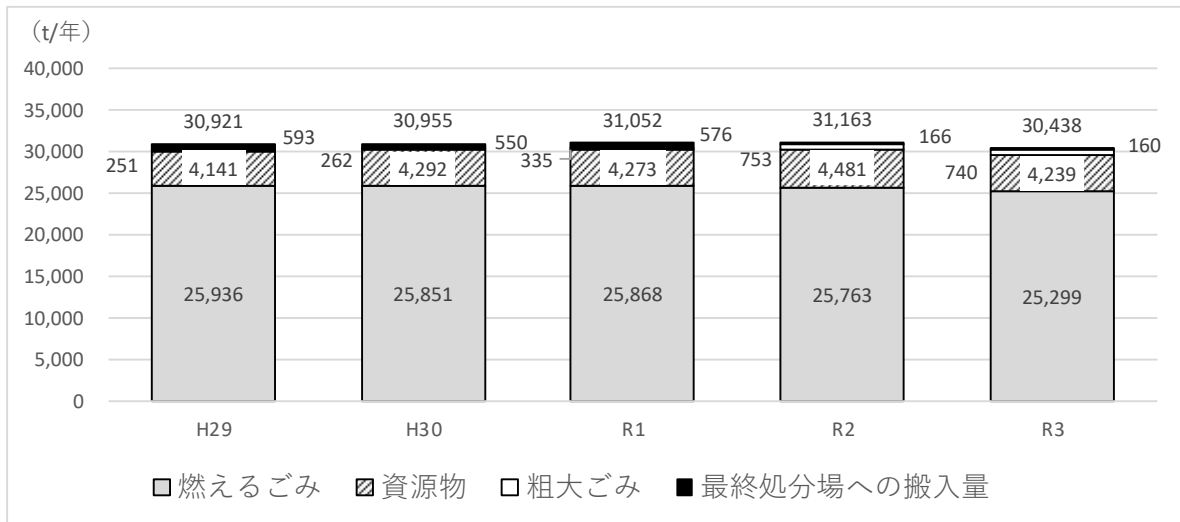


図 2-1 家庭系ごみ排出量の推移

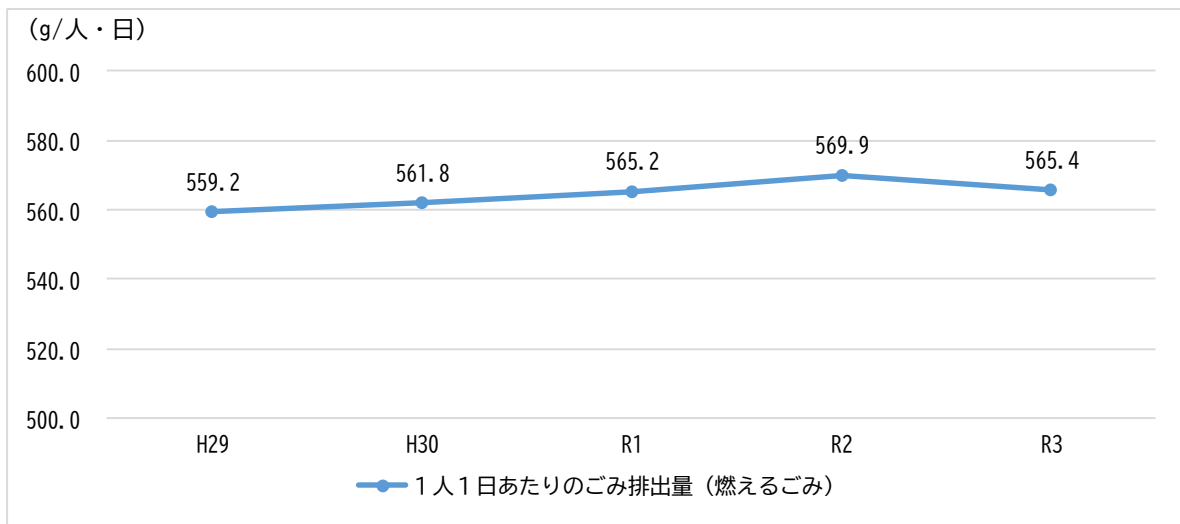


図 2-2 1人1日あたりのごみ排出量(燃えるごみ)の推移

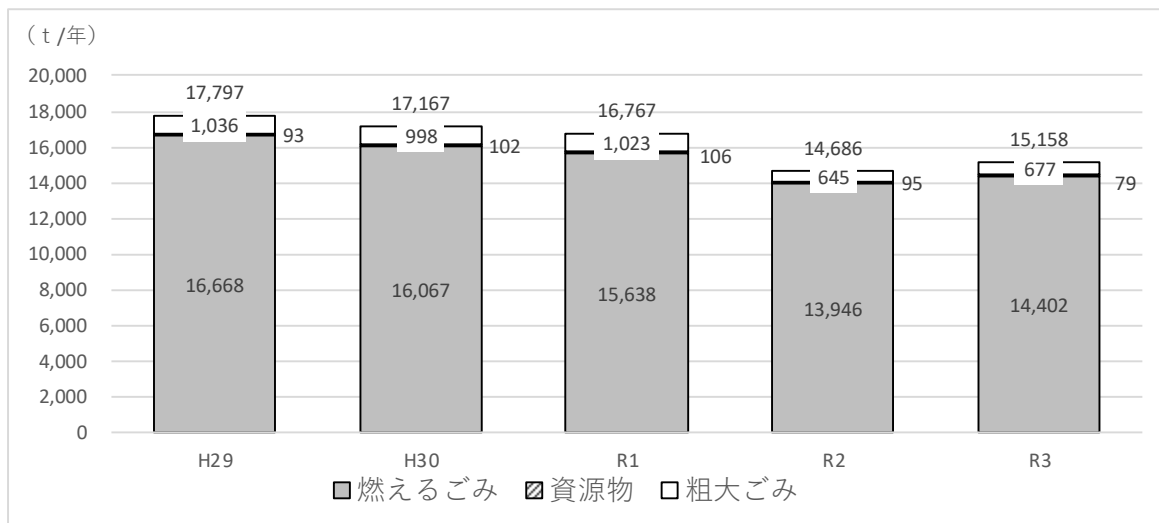


図 2-3 事業系ごみ排出量の推移

2. 資源化率の推移

排出されたごみに対する資源物の割合である資源化率は、図2-4に示すとおりです。

資源化率は、排出されるごみの総量に対する、資源物量の割合で示されます。資源物は確かに再生利用を図ることができる“資源”であることには違いありませんが、一方でいったんは排出者にとって不要となった“ごみ”でもあります。したがって、必ずしも“資源化率の上昇がごみの削減につながっている”とは言えませんが、排出されるごみの実態を見極めながら、資源にできるものは資源物として排出されるよう、注意する必要があります。

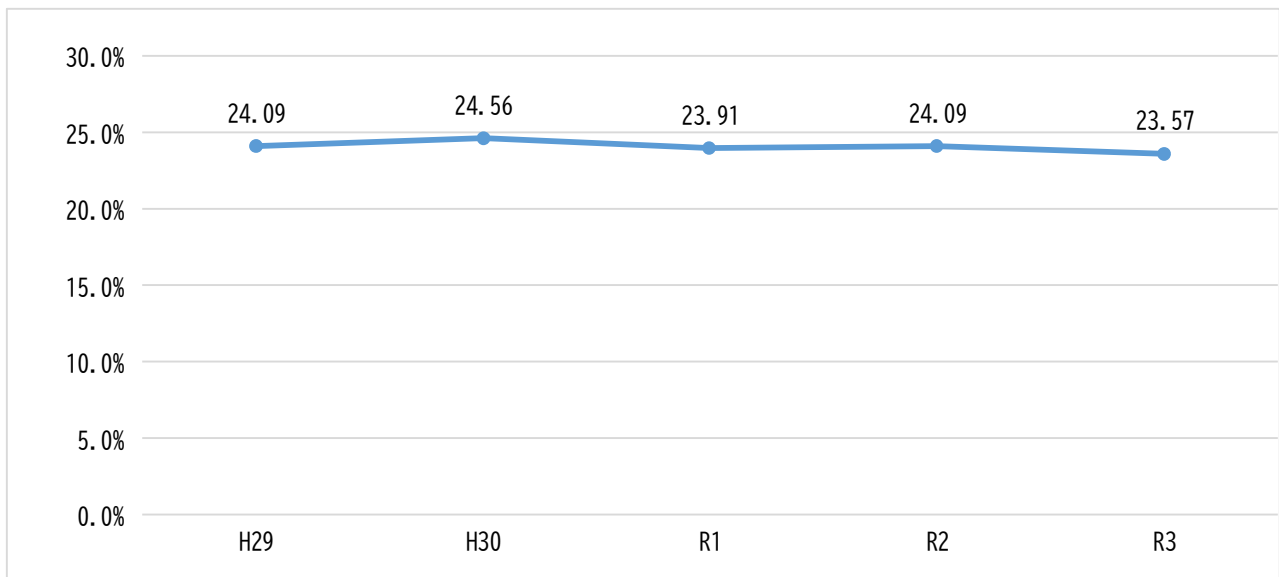


図2-4 資源化率の推移

3. 県内他自治体との比較

ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、リサイクル率、最終処分量、ごみ処理経費における伊勢広域環境組合構成市町と県内市町との比較結果（令和2年度）を表2-4に示します。

各項目の順位に注目すると、リサイクル率、最終処分量では、本市は比較的上位に位置しています。しかしながら、ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、ごみ処理経費に関しては、下位に位置しています。

三重県の家庭系、事業系別の1人1日当たりの排出量（資源物及び集団回収に係るものを除く）を図2-5に示します。家庭系ごみ（資源物及び集団回収に係るものを除く）の1人1日当たり排出量は、494g/人・日で、県の平均値である515g/人・日未滿となっていますが、事業系ごみ（資源物を除く）の1人1日当たり排出量は、320g/人・日で県の平均値243g/人・日を上回っています。

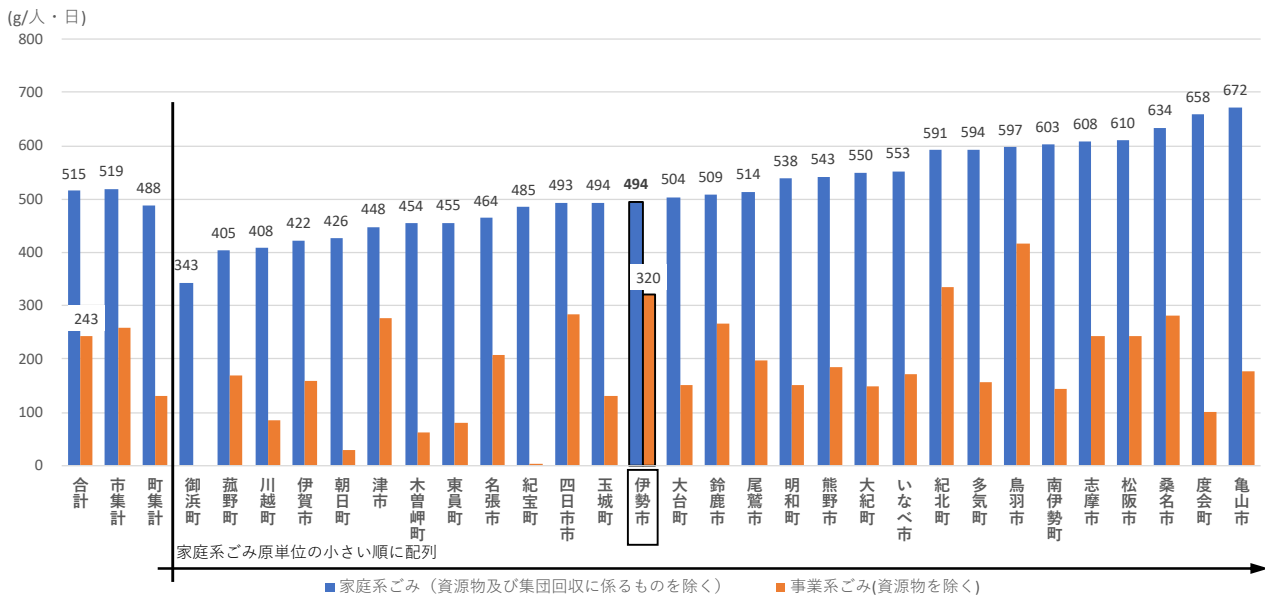
表 2-4 三重県内他市町との比較

市町	項目	ごみ総排出量 ^{※1} (t/年)		1人1日当たり排出量 ^{※1} (g/人・日)		リサイクル率 ^{※2} (%)		最終処分量 ^{※1} (t/年)		ごみ処理経費 ^{※1} (千円)	
		順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)	順位(昇順)				
伊勢広域環境 組合	伊勢市	50,283	(24/29)位	1,106	(27/29)位	25.1	(9/29)位	21	(5/29)位	1,925,231	(26/29)位
	明和町	7,232	(16/29)位	858	(13/29)位	21.4	(15/29)位	91	(9/29)位	320,662	(12/29)位
	玉城町	4,812	(10/29)位	856	(12/29)位	22.8	(13/29)位	25	(6/29)位	172,594	(5/29)位
	度会町	2,806	(5/29)位	956	(18/29)位	19.0	(20/29)位	2	(4/29)位	107,144	(4/29)位
	構成市町計	65,133	-	1,043	-	24.2	-	139	-	2,525,631	-
1位の市町村		1,617	木曾岬町	554	朝日町	60.8	紀北町	0	亀山市	45,043	木曾岬町
三重県平均値		21,458		-		-		671		916,286	
三重県全体		622,282		947		20.4		19,467		26,572,283	

※1：ごみ総排出量、1人1日当たり排出量、最終処分量、ごみ処理経費の順位は値の小さい（低い）順

※2：リサイクル率の順位は値の大きい（高い）順

資料：一般廃棄物処理実態調査 2020年度（令和2年度） 環境省



資料：一般廃棄物処理実態調査 2020年度（令和2年度） 環境省

図 2-5 三重県の家系系・事業系別1人1日当たりのごみ排出量

第3節. 分別品目と協力度

1. 分別品目

本市のごみの分別品目は、表2-5に示すとおりとなっています。

表2-5 ごみの分別品目

区分		対象物	
燃えるごみ		生ごみ、綿入り製品（ぬいぐるみ、座布団など）、日用品（プラスチック・皮製の商品、使い捨てライターなど）、剪定枝、草、CD、ビデオテープ、乾燥剤、紙おむつ、ストーマ など	
資源物	缶・金属類	小型家電製品*（電子レンジ、ストーブ、扇風機など）、缶類（アルミ缶、スチール缶、缶詰など）、危険物（カセットボンベ、スプレー缶、はさみ、刃物など）、白熱電球、グロー球 など	
	資源びん	①無色のびん	飲料・食料や化粧品などが入っていたびん
		②茶色のびん	
		③その他の色のびん	
	紙・布類	①新聞・折込チラシ	新聞、折込チラシ、段ボール、飲料用紙パック、台紙・トレイ類、菓子箱類、封筒・ハガキ類、便箋・メモ用紙類、包装紙、紙袋、ティッシュの箱、衣類、毛布 など
		②雑誌・雑がみ類	
		③飲料用紙パック	
		④段ボール	
		⑤布・衣類	
	ペットボトル	飲料用、酒類用、しょう油用の容器 など	
	プラスチック製容器包装	プラスチック容器、ラップ類、カップ類、ポリ袋、ボトル類、発砲スチロール など	
	ガラス・くずびん類	ガラス食器、板ガラス、乳白色の化粧びん、耐熱ガラス、割れたガラス、割れた資源びん など	
	陶磁器類	茶碗、湯のみ、植木鉢、土鍋 など	
てんぷら油	てんぷら油（植物性油のみ）		
乾電池	乾電池（小型充電式電池を除く）		
蛍光管	蛍光管、水銀式体温計		
粗大ごみ（長辺が60cm以上のもの）		ベッド、布団、机、椅子、タンス、自転車、ソファ など	
埋立ごみ（廃棄物投棄場）		瓦、レンガ、コンクリート、ブロック、タイル など	

2. ごみの組成

令和3年度に実施した燃えるごみ（家庭系）の組成調査結果によると、本来燃やす必要のない資源物等が、約27%も含まれており（食品ロス6.1%、資源物（紙類）3.0%、資源物（容器包装プラ）7.2%、雑がみ8.0%、資源物（その他）2.4%）、必ずしも分別が徹底されているとは言えない状況です。

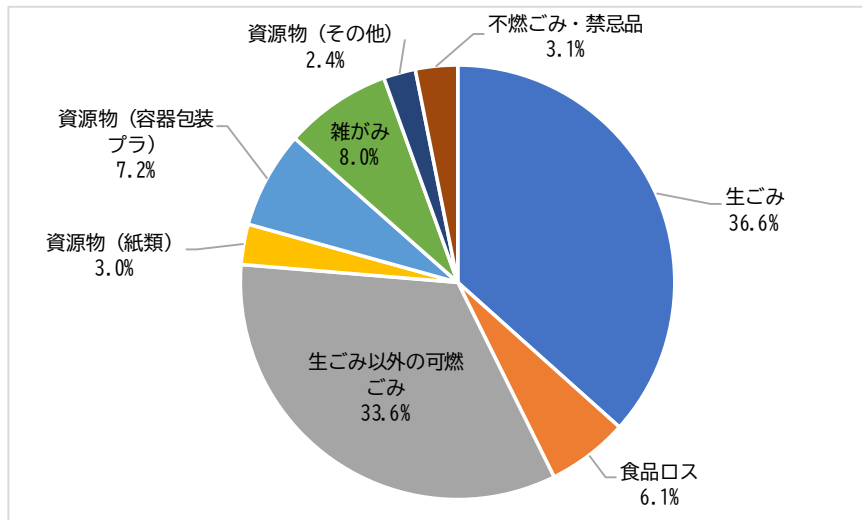


図 2-6 燃えるごみ（家庭系）の組成調査結果（令和3年度）

第4節. ごみの排出場所と排出・収集回数

1. 排出場所

市民が排出する燃えるごみと資源物の排出場所は、表2-6に示すとおりです。

表 2-6 市民が排出する燃えるごみと資源物の排出場所

種別	排出場所	箇所数
燃えるごみ	集積所	約 3,100 箇所
資源物	資源ステーション	約 1,000 箇所
	資源拠点ステーション	19 箇所

（令和4年4月1日現在）

2. 排出・収集回数

市民が排出するごみの排出・回収回数は、表2-7に示すとおりです。

表 2-7 市民が排出するごみの排出・回収回数

品目	排出	回数
	回収	
燃えるごみ	排出	週2回
	回収	週2回
缶・金属類	排出	月1回程度
	回収	月1回程度
資源びん	排出	月1回
	回収	月1回
紙・布類	排出	月1回
	回収	月1回
ペットボトル	排出	月1回
	回収	月1回
プラスチック製容器包装	排出	週1回
	回収	週1回
ガラス・くすびん類	排出	月1回
	回収	月1回
陶磁器類	排出	月1回
	回収	月1回
てんぷら油	排出	施設によって異なる
	回収	随時
乾電池	排出	全日（休館日除く）
	回収	随時
蛍光管	排出	全日（休館日除く）
	回収	随時
粗大ごみ		町内一斉（希望制 年1回）
		個別（有料収集）
埋立ごみ		伊勢投棄場（月・火曜日開場）
		小俣投棄場（水曜日開場）

（令和4年4月1日現在）

第5節. 収集体制

現在の収集体制は、表2-8に示すとおりです。今後も、適正かつ効率的な収集体制を目指します。

表2-8 収集体制

品目	旧伊勢市	二見町	小俣町	御園町
燃えるごみ	委託	委託	委託	委託
缶・金属類	直営	委託	委託	委託
資源びん	委託	委託	委託	委託
紙・布類	委託	委託	委託	委託
ペットボトル	委託	委託	委託	委託
プラスチック製容器包装	委託	委託	委託	委託
ガラス・くずびん類	委託	委託	委託	委託
陶磁器類	委託	委託	委託	委託
てんぷら油	委託	委託	委託	委託
粗大ごみ	委託	委託	委託	委託
有料収集	直営	直営	直営	直営

(令和4年4月1日現在)

第6節. ごみ処理施設の運営

1. 中間処理施設

本市から発生するごみのうち、可燃ごみ、粗大ごみ、資源びんなどは、伊勢広域環境組合で中間処理を行っています。中間処理施設の概要は、表2-9に示すとおりです。

表2-9 中間処理施設の概要

名称	伊勢広域環境組合清掃工場		
所在地	伊勢市西豊浜町 653 番地		
敷地面積	24,156m ²		
施設名 項目	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
延床面積	5,076m ²	2,849m ²	2,736m ²
供用開始年月	平成8年4月	平成7年2月	平成12年4月
処理方法 及び 能力等	全連続燃焼式ストーカー炉 240 t / 日 (120 t / 24 h × 2 基)	横型回転式破砕機 : 30t/5h × 1 基 剪断式破砕機 : 15t/5h × 1 基	びん選別設備 : 10t/5h × 1 基 プラスチック製容器包装梱 包設備 : 24t/5h × 1 基
処理対象物	燃えるごみ	缶・金属類、粗大ごみ、 乾電池、蛍光管	資源びん、ペットボトル、 プラスチック製容器包装、 ガラス・くずびん類、 陶磁器類

(令和4年4月1日現在)

可燃ごみ処理施設で測定されたごみ質は表2-10に示すとおりです。

いずれの年度においても紙類・布類、ビニール・ゴム・皮革・合成樹脂、厨芥類で多くなっており、その3区分で全体の9割前後を占めています。三成分は水分が約47%～約57%、可燃分が約38%～約47%の間で推移しています。

低位発熱量は約5,800kJ/kg～約7,700kJ/kgを推移しています。

低位発熱量は、三成分の水分の割合等に影響を受けます(図2-7)。紙類やプラスチック類の分別が進むと、ごみ中の厨芥類等の割合が増加することになり、そのためごみ中の水分割合が増加し、低位発熱量は低下の要因になります。容器包装等の分別とともに、食べ残し等の食品廃棄物を削減することも重要になります。

表2-10 燃えるごみの性状分析結果

項目	年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
	単位							
単位容積重量	kg/m ³	175	208	180	200	233	183	
三成分	水分	%	48.4	48.4	47.2	54.4	57.1	51.0
	可燃分	%	46.7	44.4	47.2	40.5	38.2	43.0
	灰分	%	4.9	7.2	5.6	5.1	4.7	6.1
低位発熱量※(計算値)		kJ/kg	7,577	7,154	7,723	6,259	5,757	6,820
組成	紙・布類	%	65.7	48.4	58.5	46.9	46.0	47.4
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	14.6	15.8	17.6	20.6	15.6	22.0
	木、竹、わら類	%	4.1	9.7	6.2	5.8	4.9	3.8
	ちゅう芥類	%	11.8	19.1	13.3	21.6	29.0	19.0
	不燃物類	%	1.8	2.9	2.9	2.3	1.5	6.2
	その他	%	2.0	4.1	1.5	2.8	3.0	1.7

伊勢広域環境組合調べ

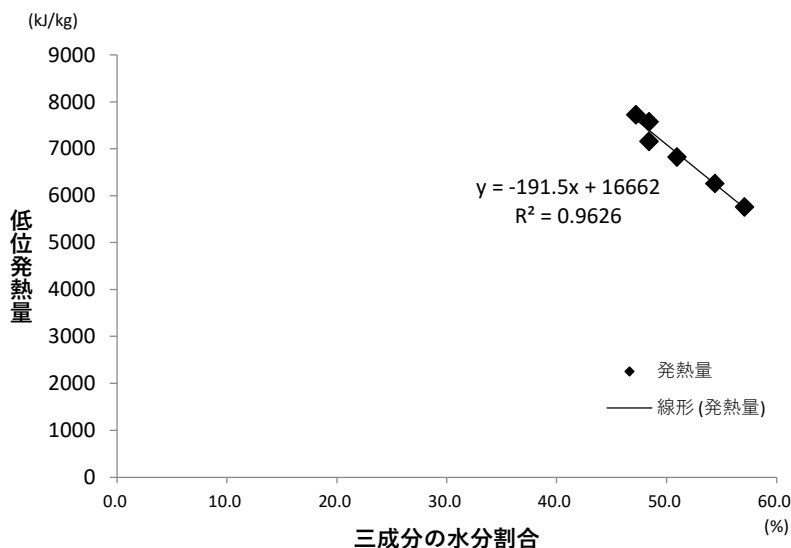


図2-7 低位発熱量と水分(三成分)の関係(参考図)

※低位発熱量とは・・・燃えるごみを燃やした際に発生する熱量のうち、水分を蒸気(気体)にする際に必要となった熱量を引いたもので、ごみを燃やすために利用できる熱量のこと

2. 最終処分場

市民が排出するガレキ類等は、表2-11 に示す各廃棄物投棄場へ排出者が直接搬入しています。

表 2-11 最終処分場の施設概要（令和4年4月1日現在）

施設名	伊勢廃棄物投棄場	小俣廃棄物投棄場
所在地	伊勢市朝熊町 2892 番地 2	伊勢市小俣町新村 92 番地 1
浸出水処理施設	無	有
供用開始年月	昭和 47 年 11 月	平成 11 年 4 月
埋立地面積	15,600m ²	5,400 m ²
全体容量	130,340m ³	17,000 m ³
残余容量	5,156m ³	13,823m ³
埋立開始年月	昭和 47 年 11 月	平成 11 年 4 月
埋立工法	サンドイッチ工法	サンドイッチ工法
埋立対象廃棄物	ガレキ類等	ガレキ類等

搬入実績（t/年）

年度	伊勢廃棄物投棄場	小俣廃棄物投棄場
H29	568	28
H30	492	58
R1	537	39
R2	107	59
R3	90	70

※埋立せず仮置きされる資源物量を含む

第7節. 課題

・家庭系ごみ

家庭系ごみ量に関しては、年々減少傾向で推移してきましたが、1人1日あたりの燃えるごみ排出量に関しては増加傾向にありました。新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響等も考えられますが、感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移できるよう、市民全体の意識を向上させる事業を充実させていく必要があります。

・事業系ごみ

事業系ごみに関しては、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛等の影響で減少傾向でしたが、企業活動が活発化すれば増加することも考えられます。今後も市内事業所への排出抑制や分別等効果的な施策を検討していく必要があります。

・食品ロス

燃えるごみ（家庭系）の組成調査によると、家庭の燃えるごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが6.1%含まれています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や2019（令和元）年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度の半減とする目標が設定されています。また、2019（令和元）年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。市では、重点施策として食品ロス削減に関する取組みを実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことが必要です。

・プラスチックごみ対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が2019（令和元）年5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められ、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組む、2030（令和12）年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。また、令和4年4月1日から「プラスチック資源循環に関する法律」が施行されたことを受け、「家庭」「事業所」どちらも対策に取り組んでいくことが望まれます。

・高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、市では年々高齢者人口は増加しており、今後も高齢者の割合は増加することが見込まれており、令和 27（2045）年には 39%（『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計））となることが予測されています。そのようなことから、高齢者等、ごみ・資源物を排出することが困難な市民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

第3章. めざす姿

本計画は、現行基本計画の見直しであることから、めざす姿や基本理念、基本方針は踏襲することとし、目標及び施策を見直すこととします。

第1節. 基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型の現代社会においては、かつてこの国に暮らす私たちが無意識のうちに言葉に、行動にしてきた「もったいない」という概念が忘れ去られようとしています。

「もったいない」は単にものの価値が損なわれることに対する懸念だけでなく、そのものがそこにあることに対する感謝の念も込められた言葉であり、快適な生活を手に入れる一方で、不要となったものをゴミとして廃棄し続けてきた私たちが、今こそ思い返さなくてはならない言葉です。

まずは、ごみの発生を抑制し、可能な限り再使用、再生利用を図る、「ごみをゴミにしない」行動が、市民、地域組織、事業者、行政全て含めて、私たちに求められています。

基本理念

「私たちからはじめよう！ごみをゴミにしないまち・伊勢」
～市民・地域組織、事業者、行政が共にごみゼロを目指して～

【基本理念における「ごみ」と「ゴミ」の違い】

「ごみ」とは・・・一旦は不要となったものの、再使用や再生利用を図ることができるもので、そのまま、あるいは形状を変えて利用できる性質をもっているものを指します。

「ゴミ」とは・・・不要となったもののうち、再使用や再生利用を図ることができず、焼却、埋立処分せざるを得ないものを指します。

第2節. 基本方針

基本理念「私たちからはじめよう！ごみをゴミにしないまち・伊勢」を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの減量と資源化）に基づいて、市民・事業者・行政それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいく必要があります。このことを踏まえ、以下の3つの基本方針を掲げます。

基本方針1:3R(ごみの減量と資源化)の推進

ごみとなるものを出さない発生抑制（リデュース）、当人にとってはごみとなるものであっても、それを必要とする方に譲り使ってもらう再使用（リユース）、そのままの形状では利用することが難しい場合でも資源として利用する再生利用（リサイクル）を図り、「ごみをゴミにしないまち」を目指します。

基本方針2:安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

ごみの排出から、収集、運搬、処分に関する一連の処理において、適正なごみ処理を推進します。
また、地域によって不公平感が生じることのない、効率的なごみ処理を推進します。
これらを実現することで、安全で安心なごみ処理を推進します。

基本方針3:市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

先に挙げた二つの方針を実現するため、ごみの発生から処理に携わるそれぞれの主体が互いに補完し合う中で取り組みを進めます。
また、それらの取り組みを進めるため、その意義や方法などを学ぶ、知る機会が必要となるため、これまで以上に、積極的に教育、学習、啓発を充実させます。

第4章. 計画目標

第1節. 人口推計

将来人口については、以下のとおり予測を行いました。令和3年度以前の数値は、住民基本台帳の実績値であり、令和4年度以降については、平成27年度～令和3年度の実績値を用い、複数の回帰式（指数、直線、ロジスティック、べき乗、自然対数、2次関数）によって推計し、最も妥当性のあった「べき乗式」を採用しました。

伊勢市の人口は、今後も減少傾向で推移することが予測され、令和9年度には116,377人と予測されました。

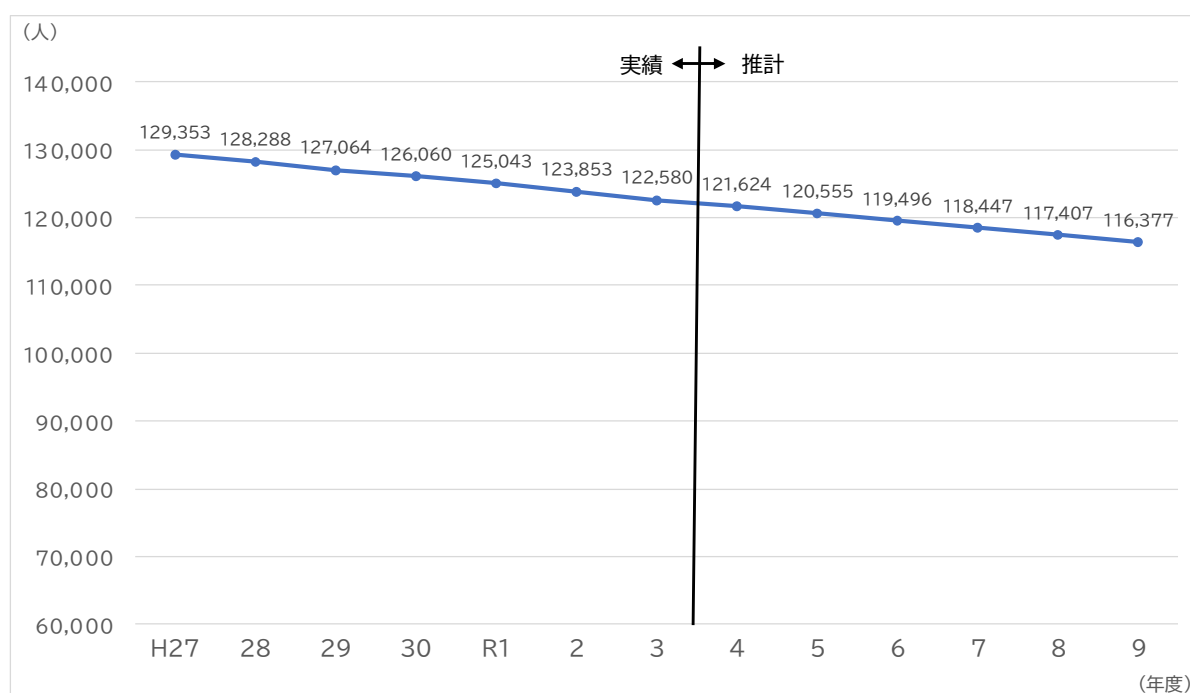


図4-1 人口推計

第2節. 基本目標

基本方針に基づく施策の実施により、達成可能と考える推計値から、図4-2に示したとおり、基本目標を定めます。現計画の最終目標値から、現状や、第1節において推計した人口の他、ごみ排出量の見込み、今後の施策の実施等を勘案し、目標値を再設定しています。

令和9年度の目標に向け、減量化・資源化施策として、プラ製品の資源回収や可燃ごみから減量化したものを資源として回収し資源化率の向上に繋げるとともに、未利用資源（生ごみ、剪定枝、紙おむつなど）の資源化に向けた検証も進めていくようにします。

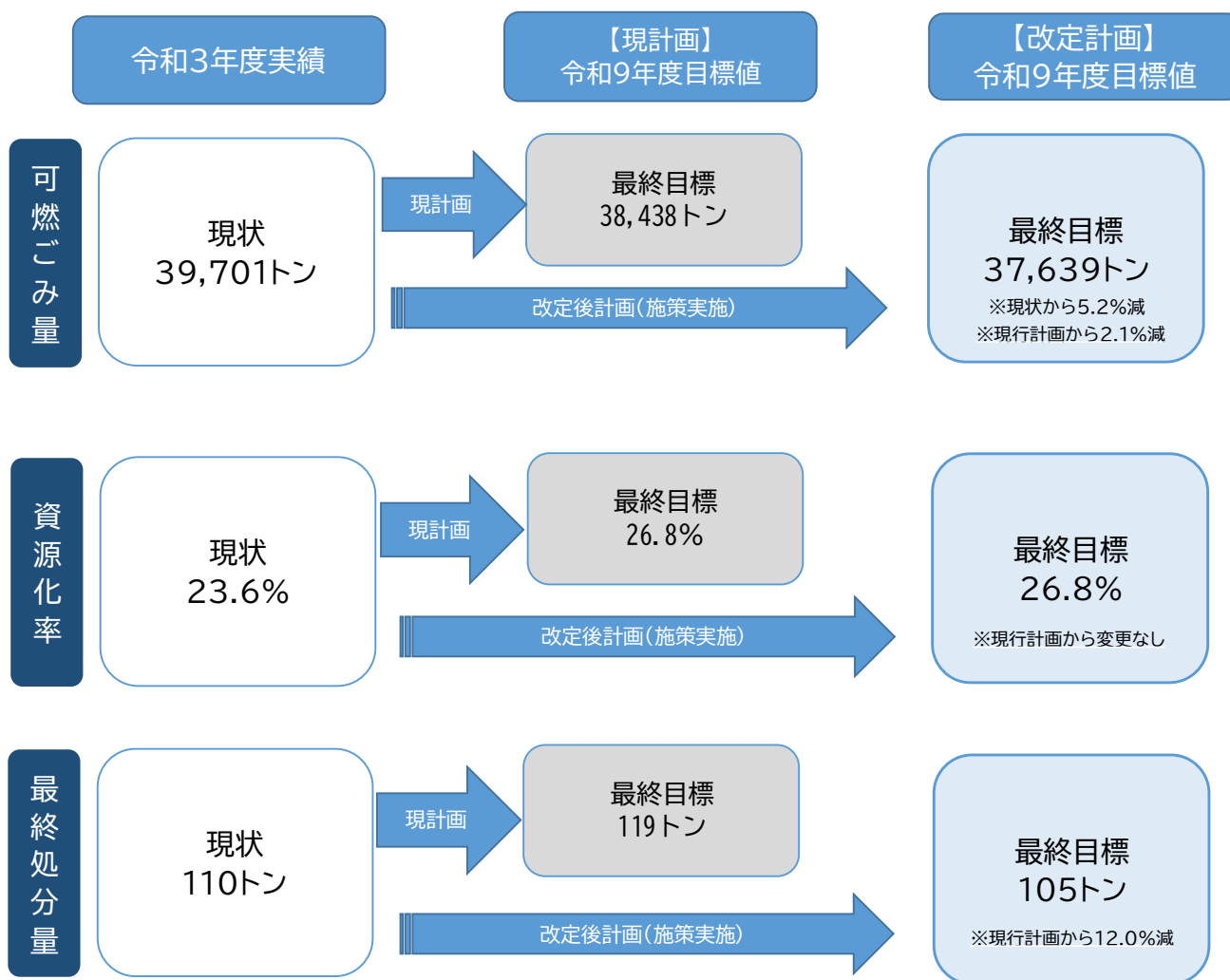
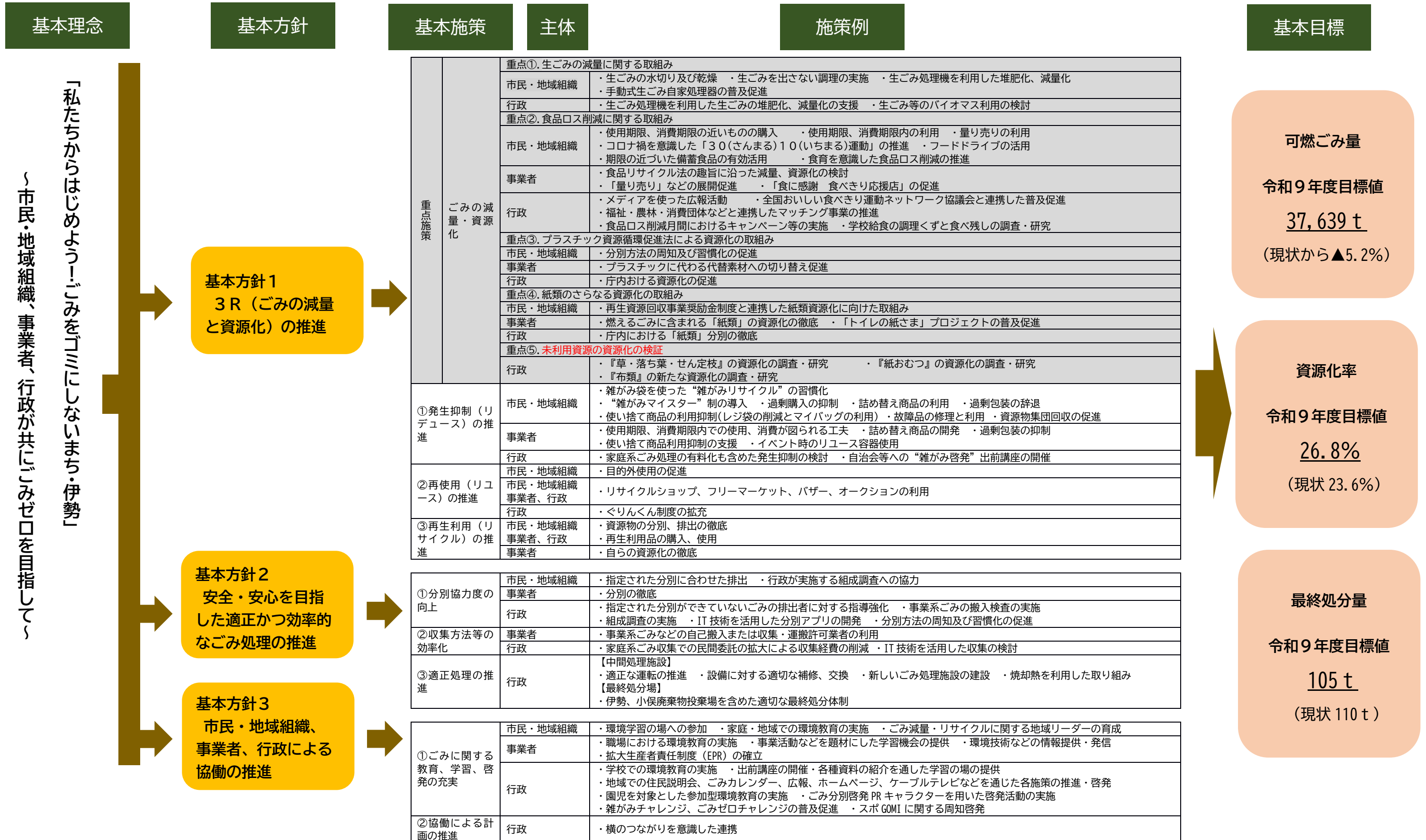


図4-2 基本目標

第5章. 基本施策

第1節. 施策体系



第2節. 具体的な施策

1. 基本方針1：3R（ごみの減量と資源化）の推進

これまでの考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の取組によって排出抑制に努めていきます。

【重点施策】ごみの減量・資源化

現行基本計画では、重点施策として「食品ロス削減に関する取組み」、「雑がみ類のさらなる資源化に関する取組み」、「**未利用資源の資源化の検証**」に重点的に取組み、燃えるごみの減量に取り組んできました。しかしながら、1人1日あたりの家庭系燃えるごみの排出量は増加傾向で推移してきているため、本計画では、新たに生ごみの減量に関する取組みとプラスチック資源に関する取組みを加えた5つの重点施策を掲げ、さらなる減量に取り組むとともに、引き続き「MOTTAINAI（もったいない）」という言葉の意味を、“昔のようにもう一度”当たり前になるようにできる生活を目指します。

●重点①. 生ごみの削減に関する取組み

生ごみは家庭から排出される燃えるごみへの混入割合が最も高く、令和3年度の燃えるごみ（家庭系）の組成調査結果においては36.6%と、全体の約4割を占めています。また、生ごみに含まれる約80%が水分とも言われており、水切り等の減量に向けた取組みの強化が求められます。

市民・地域組織

・生ごみの水切り及び乾燥 **強化**

野菜・果物類のへたなど食用にできない部分は先に切ってから洗い、生ごみ中の水分を減らします。

また、三角コーナーなどには直接水がかからないように注意し、ごみ出しする時には、十分な水切り、乾燥を行うことで生ごみの排出量を減らします。

・生ごみを出さない調理の実施 **強化**

毎日行う調理からは、多くの生ごみが排出されています。今まで捨てていた野菜・果物類の皮など、その食物の調理方法の工夫によって、これら生ごみの排出を減らします。

・生ごみ処理機を利用した堆肥化、減量化 **強化**

生ごみ処理機には、大きく分けて、微生物による分解作用を利用し堆肥を作る“バイオ式”と、温風などによる加熱によって水分蒸発を促し生ごみの減量化を図る“乾燥式”の二つがあります。これら処理機による生ごみ堆肥化、減量化により、生ごみを直接的に減らします。



・手動式生ごみ自家処理機の普及促進 **強化**

近年注目される堆肥が増えない微生物による消滅型の”手動式生ごみ自家処理機”について、市民モニターの募集などの普及促進を図ります。

行政

・生ごみ処理機を利用した生ごみの堆肥化、減量化の支援 **強化**

本市では、伊勢市生ごみ減量化対策助成金交付要綱にもとづき、生ごみ処理機などの購入に要する経費の一部を助成し、生ごみの減量化、資源化を支援しており、今後も利用状況を確認しながら、必要な支援を継続していきます。

・生ごみ等のバイオマス利用の検討 **強化**

本市では、伊勢商工会議所とともに、現在焼却処理している生ごみや刈草・せん定枝、汚れた紙などメタン発酵が可能な燃えるごみの資源化を検討してきました。今後も、中間処理施設の更新時には、バイオマスを利用した施設の設置などを継続して検討していきます。

●重点②.食品ロス削減に関する取組み

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約 13 億トンと推計され、消費のために生産された食料の 3 分の 1 が廃棄されています。また、2015（平成 27）年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標 12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置づけられています。

本市においても、燃えるごみ（家庭系）の中で 1 割程度が「未利用食品」「食べ残し」などの「食品ロス」が含まれています。

このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、2019（令和元）年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019（令和元）年法律第 19 号）を制定し、同年 10 月 1 日に施行されました。

また、三重県においても、「三重県循環型社会形成推進計画」に内包する位置付けで「食品ロス削減推進計画」を 2021（令和 3）年 3 月に策定しています。

本市では、食品ロスの削減に向けた取組みは現行基本計画においても、重点施策として位置づけ、取組みを進めてきましたが、市の食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進

するため「伊勢市食品ロス削減推進計画」を重点施策として位置付けます。なお、「伊勢市食品ロス削減推進計画」は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）とします。

市民・地域組織

・使用期限、消費期限の近いものの購入

使用する時期が明確な場合、あるいは購入してすぐ食べる場合には、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を意識し、できるだけ使用期限、消費期限が近いものを購入します。

この行動により、店頭などで消費期限切れによる商品の廃棄を減らし、食品廃棄物の減量化を促進します。

・使用期限、消費期限内の利用

冷蔵庫による保存や、買いだめによる貯蔵には限界があります。

できる限り買い物は必要最小限に留め、ローリングストックの考え方にに基づき、保存・保管してある商品は計画的に消費します。

・量り売りの利用

精肉、魚介、みそ、しょう油など過去には多くの店頭で量り売りの形態が取られていました。現在は、ニーズの低下、衛生的なイメージからそのようなお店の減少が目立ちますが、消費者にとっては、ごみを家に持ち込まず、排出する手間が掛からないなどの利点もあります。

従来は、積極的に量り売りを利用し、無駄な容器の使用、排出を控えるなどの、容器包装に着目していましたが、今後は、さらに「適量購入」により、家庭での「食べ残し」「未利用食品」などの、食品ロスの削減を推進します。

・コロナ禍を意識した「30・10^{さんまる}・10^{いちまる}運動」の推進

市民が市内（場合によっては伊勢広域環境組合管内）で飲食時（外食・冠婚葬祭など）や地域での会食時に、会食の開始30分と終了10分前には自席について食事に専念し、食べ残しを減らす運動の啓発を行います。

また、コロナ禍においては少人数での会食や、感染症対策を実施した店舗を選び、会食時以外はマスクを着用するなど、コロナ感染症対策を考慮した「30・10運動」を実施します。



・フードドライブの活用

令和3年9月から伊勢市社会福祉協議会（社協）が実施している「ファミマフードドライブ」を活用して、家庭で余った食品を提供することで、食品ロスの削減に繋がります。



・期限の近づいた備蓄食品の有効活用

災害時の備えとして「非常食」を大量に保管するのではなく、日常から使用し、かつ、災害時にも使用できる「日常食品」を多めに購入して災害に備えるとともに、前述の「ローリングストック」を行いバランスよく備えることが大事です。

このような備蓄食品は賞味期限が過ぎてしまってから買い替え後に廃棄するのではなく、賞味期限をこまめに確認し、日常での消費はもちろんですが、「乾パン」「レトルトかゆ」などの「非常食」については、キャンプやアウトドアの使用で食品ロスにしないなどの啓発を行います。



・食育を意識した食品ロス削減の推進

食育は生きる上での基本であり、健康で豊かな人間性を育むためには、食に関する知識や食を選択する力を習得し、健康な食生活を実践することが必要です。伊勢市では、第三次食育推進計画を策定し推進しています。この食育教育の中へ、“食べ物に感謝する” “もったいない”などの気持ちを通じて、食品ロス削減の意識醸成を行います。

事業者

・食品リサイクル法の趣旨に沿った減量、資源化の検討

食品流通産業や外食産業などから排出される売れ残り、調理くず及び食べ残しなどは食品廃棄物と定義され、そのうち堆肥や飼料としての再生利用が可能なものについては食品循環資源とされ、一部食品リサイクル法によって、その再生利用が義務付けられています。

食品廃棄物の発生を抑え、食品循環資源を再生利用（資源化）することにより、ごみを減量化します。

（食品リサイクル法・・・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

・「量り売り」などの展開促進

「食品ロス」削減に取り組む自治体のうち、福井県などの先進地事例を参考に、スーパーなどでの店頭販売時に、買いすぎによる食品ロスを防ぐため、利用者が必要数な量を購入できるよう、店頭での「量り売り」導入について、普及・促進を図ります。

・「食に感謝 食べきり応援店」の促進

市内店舗において、小盛りメニューの提供や食べきれなかった料理の「お持ち帰り」、飲み会や宴会時に「30・10 運動」の呼びかけ等を実施して頂ける店舗を登録し、啓発ポスター、ステッカー、啓発ポップを市からお届けするとともに、市のホームページや SNS でお店の紹介をします。

行政

・メディアを使った広報活動

「食品ロス」削減に対する取組みについて、市広報（広報いせ）、市公式 SNS（フェイスブック、Twitter、YouTube）、ホームページ、CATV などの媒体へ継続的に情報を流し続けることで、「食品ロス」という言葉の周知や、「もったいない」という言葉を思い出した行動へつなげることが可能となります。

市の行う環境学習、市主催イベント、市外イベントなどへも随時積極的に参加し、広く市民、事業者へ周知活動を行います。

・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携した普及促進

農林水産省、消費者庁、環境省などの省庁も関係する、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」（伊勢市も平成 28 年度から参加中）では、「施策バンク」などの会員自治体の施策情報の共有化や、年に一回行っている、年末時の、「外食時のおいしい食べきり全国共同キャンペーン」など全国一斉に取組みを行っています。

引き続き、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、「食品ロス」に関する周知・啓発を行います。



・福祉・農林・消費団体などと連携したマッチング事業の推進

「食品ロス」削減の対策として、賞味・消費期限が近いものをフードバンク・こども食堂などへ提供する「フードドライブ事業」などの物資支援があげられます。また、この他にも賞味期限が近いものを安く提供することで食品ロス削減を図るマッチングアプリ等の活用は近年注目されています。三重県においても、食品提供システム「みえーる」「タベスケ」などの普及を図っていることから、福祉団体・農林部局・消費団体などと共同で取り組みを行います。



・食品ロス削減月間におけるキャンペーン等の実施

農林水産省、消費者庁、環境省が普及・啓発に取り組んでいる10月の「食品ロス削減月間」に幅広い世代の市民が参加できるキャンペーンやイベントを実施し、食品ロス削減に向けた機運の向上を図り、食品ロスについての理解と関心を深めていきます。



・学校給食の調理くずと食べ残しの調査・研究

市内の小中学校から排出される給食残渣（調理くず、食べ残し）をたい肥化や家畜等の飼料として資源化する事業（エコフィード）の事例調査・研究を進めます。エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料のことで、エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

●重点③.プラスチック資源循環促進法による資源化の取組み

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環促進の重要性が高まっています。

社会的な機運の高まりを受け、国内では「循環型社会形成推進基本計画」（2018年6月）の閣議決定に基づき、「プラスチック資源循環戦略」（2019年5月）の策定、そして令和3年6月には「プラスチック資源循環促進法（以下、「プラ資源循環法」）を制定し、令和4年4月の施行により、市区町村には努力義務として従来は燃えるごみとして家庭から排出されていたプラスチック製品（以下、「プラ製品」）の分別収集・再商品化が求められることとなりました。今後は、プラスチックごみの削減・資源化に向け、市民・事業者・行政で協同した取組を拡大していきます。

市民・地域組織



・分別方法の周知及び習慣化の促進

従来は燃えるごみとして家庭から排出されていたプラ製品について、正しい分別方法の習得や再資源化に協力します。また、分別収集の定着に向けて、行政と一緒に取り組みを行います。

事業者



・プラスチックに代わる代替素材への切り替え促進

「プラスチック資源循環戦略」に基づき、簡易包装の実施、代替素材の使用等プラスチックごみを発生させない販売・製造方法を展開していきます。

行政



・市内における資源化の促進

市内においても、家庭から持ち込まれた弁当ガラ・お菓子などの容器包装については、資源物として排出されず、依然として燃えるごみに出されています。今後は、市を上げて新たなプラ製品を加えたプラスチック類の資源化に取り組むことから、自分たちの足元をしっかりと固める意味を込めて、資源化の徹底を図っていきます。

●重点④.紙類のさらなる資源化の取組み

事業所では、比較的資源化が容易な紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・チラシなど）についても許可業者に収集運搬を委託して処理（焼却）を行っている実態が多くみられます。事業者に対して、資源ごみの分別排出（民間再生資源事業者等へ資源として排出すること）に関する啓発、再生資源事業者に関する情報提供等を行います。

また、多量排出事業者については、法律で「減量化計画書」を作成し提出を求めることができることとされていることから、計画書に基づいた指導・支援を行っていきます。

市民・地域組織

・再生資源回収事業奨励金制度と連携した紙類資源化に向けた取組み

資源類の回収量に応じて（奨励金）を登録団体に交付する制度と連携し、自治会その他の団体が行う資源回収量のうち、紙類資源化のさらなる分別意識の向上を目的とした説明会などを開催します。

事業者



・燃えるごみに含まれる「紙類」の資源化の徹底

事業所で分別される資源類のうち、紙類についての分別・資源化を徹底します。



・「トイレの紙さま」プロジェクトの普及促進

令和2年度から「紙類を燃えるごみにしない」をコンセプトに、事業者などと協働で「今までごみとして処分していた紙類」を“資源物”として生まれ変わらせています。自分達で集めた物が実際にリサイクルされた商品に生まれ変わることを“体験”してもらうことで、ごみの減量・資源化への意識を高めることをねらいとしています。

なお、資源として交換したトイレトーパーは市内の小学校、幼稚園・保育園などへ寄贈されます。事業所などから出るごみが資源となり、ごみの減量・リサイクルにつながります。

行政



・市内における「紙類」分別の徹底

市内においては、従来の「雑がみ」の分別収集と、「今まで燃えるごみとして処分していた雑がみ類」＝「禁忌品」についても資源化の取り組みを開始しましたが、燃えるごみの中にはまだまだ排出されています。今後は、より一層の分別・資源化の徹底を図ります。

●重点⑤.未利用資源の資源化の検証

まだ資源化可能であるにも関わらず資源化のルートを確立できていないものについて、伊勢市と同規模の人口や資源化率が高い市町村を参考に、必要な諸調査・検証を行っていきます。

行政

・『草・落ち葉・せん定枝』資源化の調査・研究

引き続き「草・落ち葉・せん定枝」のチップ化・堆肥化等資源化する取組みを、民間処理業者と協力し調査・研究します。



・『紙おむつ』資源化の調査・研究

「紙おむつ」は、燃えるごみとして焼却処理していますが、水分を多く含むため、処理には焼却処理施設に大きな負担がかかります。また、今後高齢化によって排出量も増加することが予測されるため、「紙おむつ」資源としての有効性を調査・研究します。



・『布類』の新たな資源化の調査・研究

布類は資源価値が高く、買い取りされてリサイクルされるため、市の分別収集の対象としており、主に中古衣料として再使用しています。しかし、現状では汚れや破れた衣類・布類は「燃えるごみ」として排出を促しています。今後は、そのようなものも資源化できるようにするため、反毛（※1）などの新たな資源としての有効性を調査・研究します。

※1 反毛…毛織物や毛糸のくずをほぐして繊維にすることで、いわば糸を製造するのとは逆の操作を行ってワタに再生し、次の製品にリサイクルします。

①発生抑制（リデュース）の推進

循環型社会を築くため、そもそも発生するごみの削減が欠かせないため、あらゆる手段で取り組みます。

また、今回から新たに施策への「取組度」として、従来どおりの場合は「継続」、重点施策に次いで取り組む場合は「強化」を記載しています。

市民・地域組織

・雑がみ袋を使った“雑がみリサイクル”の習慣化 **継続**

“雑がみ”は多種にわたります。一度『資源になる紙』について覚えると、分別も楽にできることから、新聞紙やごみカレンダーなどを使い、また CLL 活動（※1）で作成したキャラクター「かもしかのごみバスターズ（※2）」を使用した啓発チラシを貼り付けて、簡単に伊勢市オリジナル「雑がみ回収袋」を作成できることを周知していきます。

市内小学生を対象とした「集めて！はかって！雑がみチャレンジ」を実施し、子どもたちが楽しみながら分別を学ぶことで、家庭を通じて親にも「雑がみリサイクル」についての周知を図ります。

※1CLL 活動…CLL（Community Learning Labo：コミュニティ・ラーニング・ラボの略）。

皇學館大学の学生が、各自設定した伊勢志摩圏域（3市5町）内のフィールドで、圏域の課題に取り組む活動の総称です。

※2 かもしかのごみバスターズ…皇學館大学生との CLL（Community Learning Labo）活動で生まれました。三重県の県の獣である「カモシカ」のキャラクターです。ごみモンスターをやっつける他にも、「まだ資源として使えそうなごみを見つけるのが得意!!」な彼ら。「それ、まだ資源として使えるカモ!!」を、合言葉に、ごみを資源にする手助けをしてくれます!!



・“雑がみマイスター”制の導入 **継続**

“雑がみマイスター”とは、雑がみの分別にたけた人を指し、雑がみ分類の初心者へアドバイスなどができる人のことです。現在は、「集めて！はかって！雑がみチャレンジ」を終了した方に「雑がみマイスター」の認定証を交付していますが、今後は、地域でリーダーとなる人材を育て、雑がみ分類の普及・促進を図っていきます。

・過剰購入の抑制 **継続**

商品の過剰な購入は消費期限切れを招き、余計なごみの排出につながります。

衝動買いを控え、大量に買いすぎないように注意します。

・詰め替え商品の利用 **継続**

現在店頭では、シャンプーや洗剤などの商品を中心に、多くの詰め替え商品が販売されています。

詰め替え商品の方が安いことが多く、詰め替え用の容器と詰め替えではない容器とでは、多くの場合、前者の方が軽く、ごみの排出量の観点からも、詰め替え商品を利用し、ごみの減量化を促進します。

・過剰包装の辞退 **継続**

野菜類を中心とした食品トレイ、文庫本などのカバー、贈答品などにみられる多重包装、お菓子類にみられる個別包装、ストロー・割り箸類の個別包装、パン屋さんの個別袋、ワイシャツにはさまれている厚紙など、人が過剰包装とを感じるものには、多くの種類があります。これらの中には、消費者の意思によって選択できるものとできないものがありますが、まずは選択可能な簡易包装品を選び、ごみの減量化を促進します。

・使い捨て商品の利用抑制(レジ袋の削減とマイバッグの利用) **継続**

繰り返し使用できる商品を優先して購入、使用し、ごみの排出を抑えます。

マイバッグを持参し、レジ袋の利用を避け、繰り返しマイバッグを使うことでレジ袋の削減、ごみの減量化を促進します。

マイバッグに限らず、マイ箸、マイボトル・マイカップなども繰り返し使用し、あわせてごみの発生抑制を図ります。

・故障品の修理と利用 **継続**

壊れたからといって捨てればごみになるだけです。壊れてもすぐに廃棄せず、専門業者に問い合わせるなどして、修理し再び利用できないかどうか再考します。

・資源物集団回収の促進 **継続**

集団回収は家庭内で不要となったものを、資源回収業者に引き渡し、その有効活用を図る重要な資源回収システムです。

集団回収の実施により、資源の有効活用を図ります。

事業者

・使用期限、消費期限内での使用、消費が図られる工夫 **継続**

使用期限、消費期限切れの商品は、売れ残りとして、そのものの価値が活かされることなくごみとなってしまいうため、限りある資源を活かすためにも避けられるべきです。

そこで、売れ残りが生じないように、陳列や価格など販売方法を工夫します。

・詰め替え商品の開発 **継続**

・過剰包装の抑制 **継続**

近年高まりつつある市民の環境意識、事業者に対する環境面での配慮（要求）を背景に、更なる対象商品を拡充します。

・使い捨て商品利用抑制の支援 **継続**

マイバッグやマイ箸、マイボトル・マイカップなどの利用促進のための啓発活動を支援します。

・イベント時のリユース容器使用 **継続**

イベント時には一時に多数の来客を迎えるため、一度に多くのごみが発生します。

そこで、リユース容器を使用し、イベント終了後は回収した容器を洗浄、次のイベントでの再使用を図ることで、ごみの発生を抑えます。

さらに、リユース容器の回収を促すため、あらかじめ容器代を預かっておき、回収時に払い戻す制度（デポジット制度）も利用します。

行政

・家庭系ごみ処理の有料化も含めた発生抑制の検討 **継続**

ごみ処理の有料化は、一般的に、ごみ排出者の減量化への意識を高め、ごみの減量化が図られるとのプラスの効果と、有料化したために不法投棄が増加したり、時間が経つと効果が薄れるなどのマイナスの効果があると言われています。

本市では、引き続きこれらごみの有料化も発生抑制の一つの方法として慎重に調査し、その他の対策とともに十分な検討を行います。

・自治会等への“雑がみ啓発”出前講座の開催 **継続**

市内の全ての自治会へ、雑がみの分別や、“雑がみ回収袋”の作成方法、雑がみ回収によるメリットなどを、出前授業を通じて啓発を行います。

②再使用（リユース）の推進

循環型社会を築くため、一旦は不要となったものもごみとせず、再使用を図ります。

市民・地域組織

・目的外使用の促進 **継続**

加工しやすいペットボトル、缶、食品容器、空き箱などを中心に、様々な利用方法がインターネットなどで紹介されています。その容器が持つ特性を理解し、安全に利用できる方法で、不要となった容器も賢く利用します。

市民・地域組織

事業者

行政

・リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー、オークションの利用 **継続**

ある人にとっては不要なものであっても、別の人にとってはそのままでも十分に価値があります。古着や家電製品などはその利用価値も高く、リサイクルショップやフリーマーケットなどでそのままの形で再利用されるケース、海外に輸出され外国の人々によって再利用されるケースなど様々です。この他、家具、遊具などあらゆるものが、リユース品の対象となります。

リユースできるものは、さまざまな機会を通じて再使用を図ります。

事業者、行政はその機会の提供など、活動を支援します。

行政

・ぐりんくん制度の拡充 **継続**

市では、粗大ごみ有料収集時に未使用に近い状態のものについては、排出者の承諾を得た上で、環境フェアなどのイベント時に希望者へ無償で提供を行う、“ぐりんくん制度”を行っています。

今後は、自治会などで行う粗大ごみ回収時に、未使用に近い状態ものがあれば、ぐりんくん制度を利用したり、伊勢広域環境組合などと協力し、市ホームページなどで随時無償提供を行うなど、再使用（リユース）のさらなる推進を図ります。

③再生利用（リサイクル）の推進

循環型社会を築くため、再使用することが難しい場合も再生利用を図ることで資源として有効利用を図ります。

市民・地域組織

事業者

行政

・資源物の分別、排出の徹底 **継続**

いま一度、分別品目を確認し、分別を徹底、燃えるごみの中に含まれる資源物を本来の区分に戻し、焼却処分量や埋立処分量の減量を図ります。

・再生利用品の購入、使用 **継続**

再生利用品（リサイクル品）を購入することで、限りある資源を有効利用し、事業者側への更なるリサイクル品の開発や改善などを促します。

事業者

・自らの資源化の徹底 **継続**

食品スーパーにおける食品トレイや牛乳パックの自主回収、飲料品販売事業者における自動販売機に備え付けの空き缶、ペットボトル回収など、排出事業者においても、排出者責任に基づき、自らの責任で回収し資源化に取り組みます。

2. 基本方針2：安全・安心を目指した適正かつ効率的なごみ処理の推進

①分別協力度の向上

各処理施設での適正かつ効率的なごみ処理を実現するため、指定された品目に合わせた分別・排出を徹底します。

市民・地域組織

・指定された分別に合わせた排出 **継続**

分別ルールから逸脱した排出は、収集作業員の作業効率を低下させるばかりでなく、場合によっては、放置されたごみによって集積所周辺住民に不快感を与える結果を招きます。

また、危険物や市が収集の対象としていないごみの排出、指定された分別とは異なる排出など、排出に関するルール違反は、収集車の火災など、大きな事故を招きかねません。

分別を徹底し、適正な処理を推進します。

・行政が実施する組成調査への協力 **継続**

行政が実施する組成調査に協力し、得られた情報から、より良いごみ処理施策の検討に寄与します。

事業者

・分別の徹底 **継続**

市民・地域組織と同様に、分別を徹底します。

行政

・指定された分別ができていないごみの排出者に対する指導強化 **強化**

ごみは市民一人ひとりが排出するものです。ルールが守られていない排出者への指導は、市民意識を向上させる重要な手段の一つと考えています。

しかしながら、ごみの排出は個人情報などプライバシーにも大きくかかわる問題でもあります。行政としては、それらの問題にも配慮した指導に努めます。

・事業系ごみの搬入検査の実施 **強化**

事業系ごみは自ら各処理施設に搬入するか収集・運搬許可業者により搬入されますが、特に収集・運搬許可業者は本市以外でも許可を受け、本市以外の収集・運搬を行っていることがあるため、処理施設管外のごみが搬入されることが危惧されます。

したがって、今後も必要に応じ、事業系ごみの搬入検査を実施し適正処理の推進を図ります。

・組成調査の実施 **継続**

ごみ処理行政の基礎資料となるごみの組成調査を実施し、施策の実施に対し有効な情報として活用します。



・IT 技術を活用した分別アプリの開発 **継続**

IT 技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させる DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。具体的には、AI を活用した「ごみ分別」をチャット等で教えてくれるアプリの開発・導入を検討します。



・分別方法の周知及び習慣化の促進 **強化**

新たにプラスチック資源循環法が施行され、本市においても今まで燃やされていたプラスチック製品について、分別収集・再資源化の検討を行っています。

プラスチック製品の分別収集を開始する場合、広く市民に分かりやすい周知と、収集量増加と分別収集の定着に向けた収集体制を確立します。

②収集方法等の効率化

市民の利便・負担の公平性、収集の効率性、また、ごみ減量・資源化を推進するため、排出方法、回収頻度等の効率化を目指します。

家庭系ごみについては、主に行政が収集し、事業系ごみ及び市で回収を行わない一部の家庭系ごみについては、自己搬入または収集・運搬許可業者により搬入します。

また、家庭系ごみの収集については、適正な収集・運搬を確保しつつ、さらなる効率化を目指します。

事業者

・事業系ごみなどの自己搬入または収集・運搬許可業者の利用 **継続**

現状のとおり、事業系ごみ及び市で回収を行わない一部の家庭系ごみについては、自己搬入または収集・運搬許可業者の搬入による処理を行います。

行政

・家庭系ごみ収集での民間委託の拡大による収集経費の削減 **継続**

本市では、家庭系ごみの収集を一部民間業者に委託しています。今後も、更なる収集経費の削減に向けて民間事業者への委託の拡大などを検討していきます。



・IT 技術を活用した収集の検討 **継続**

IT 技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させる DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。清掃車両と AI を活用した IT 化により、より効率的な収集ルートの開発や高齢者等の見守り等関連部署との情報共有を図っていきます。

③適正処理の推進

資源化の推進を目的とした処分許可業者での適正処理を確保しつつ、行政が所有する各施設での適正処理を継続するため、設備の補修や交換を実施しながら、今後のあるべき処理体制を検討します。

行政

【中間処理施設】

・適正な運転の推進 **継続**

安全で環境負荷の少ない中間処理を目指し、処理過程で発生する有害物質の無害化・低減化を図り、法基準を遵守します。

・設備に対する適切な補修、交換 **継続**

適正なごみ処理を維持するには、設備の適正な補修、交換を行う必要があります。

今後も可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザについても、適正処理が可能となる体制を確立します。

・新しいごみ処理施設の建設 **強化**

平成 29 年から、焼却施設の更新に向けて検討委員会が設立され、新施設の概要、焼却方法などの諸調査・検討が開始されました。現在、令和 9 年 10 月の供用開始に向け、「ごみ処理施設整備基本計画」を策定し、新施設の建設を進めています。



・焼却熱を利用した取り組み **強化**

新たに整備する焼却施設では、焼却熱を回収・利用を図ることとしています。基本方針では、焼却熱による発電を行い、新施設などでの施設利用分を除いた電気余剰分は全て売電することとしています。売電以外でも、焼却に伴う熱回収・利用について、有効的かつ効果的な熱利用の検討を行います。

【最終処分場】

・伊勢、小俣廃棄物投棄場を含めた適切な最終処分体制 **継続**

存続させる伊勢廃棄物投棄場及び小俣廃棄物投棄場を、より効果的に活用するため、最も望ましい処分体制を継続します。

3. 基本方針3：市民・地域組織、事業者、行政による協働の推進

①ごみに関する教育、学習、啓発の充実

発生抑制に始まるごみの減量、資源化や、分別ルールが徹底され、収集方法が統一された適正で効率的、不法投棄のない安全で安心なごみ処理を推進するには、まず、前述した施策の存在を知り、意義を理解した上で取り組まなくては、その目的を達成することはできません。

したがって、様々な場を利用して、これら施策の啓発に取り組みます。

市民・地域組織

・環境学習の場への参加 **強化**

・家庭・地域での環境教育の実施 **強化**

学校やごみ処理施設、各種イベント会場において各種環境学習会が開催されています。これら学習会などへ積極的に参加し、ごみに関する知識の取得に励みます。



・ごみ減量・リサイクルに関する地域リーダーの育成 **強化**

市と市民をつなぐパイプとして、また、ごみ減量、リサイクルの普及・啓発、ごみの分別・出し方の指導などを行うとともに、今後は廃棄物に関する“市民リーダー”を担い、自治会や団体などにおいて正しい分別方法の助言・指導を行うことができる、“ごみ減量推進リーダー（仮称）”の人材育成に協力します。

事業者

・職場における環境教育の実施 **継続**

事業者は、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）第10条においても定められているように、その雇用者に対して環境保全に関する知識及び技能を向上させるよう努めなければなりません。環境教育を通して、企業としての環境リスク・社会的リスクを学び、持続可能な社会を構築するための社会的な責任を果たします。

・事業活動などを題材にした学習機会の提供 **継続**

・環境技術などの情報提供・発信 **継続**

事業者は、これまで工場や研究施設などに見学者を受け入れ、環境教育を実施してきました。今後は自社が保有する技術や専門性、さらにはその事務的能力や組織力を活かした環境教育を実施・展開します。

また、ホームページや環境報告書など、環境に関する活動や環境技術に関する積極的な情報公開も行います。



・拡大生産者責任制度(EPR)の確立 **継続**

事業者は、「つくる責任、つかう責任」を果たすため、「処理困難物の自主回収制度の整備」や「環境にやさしくリサイクル可能な製品づくり」や「簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取組」等の必要な対策を実施します。

行政

・学校での環境教育の実施 **強化**

・出前講座の開催・各種資料の紹介を通じた学習の場の提供 **強化**

・地域での住民説明会、ごみカレンダー、広報、ホームページ、ケーブルテレビなどを通じた各施策の推進・啓発 **強化**

行政としては、環境教育・環境学習会やイベント時の環境啓発などを主催者としての開催、後援、施設の提供といった支援、また、使用可能なあらゆる媒体を用いた情報提供や啓発活動を積極的に行います。

そして、それらの啓発を通じて市民・地域組織、事業者が取り組むべき施策の推進を図ります。

・園児を対象とした参加型環境教育の実施 **強化**

「食品ロス」対策取組みについて、園児への参加型環境教育を実施します。キーワードは、「参加型・とにかく楽しく!!」とし、感受性豊かな園児を対象に、①「食べ物を作ってくれた人への感謝の心」②「資源の大切さを忘れない」、などの心を育むことを目的とします。そしてこのためには、幼い頃から環境に対する意識を高めることが重要であると考えています。

・ごみ分別啓発 PR キャラクターを用いた啓発活動の実施 **強化**

平成 28 年度に皇學館大学生との CLL 活動で生まれた「ごみ分別啓発 PR キャラクターかもしかのごみバスターズ」を用いた啓発活動を行います。

情報媒体だけではなく、啓発用看板での使用、市内・外イベントへの出演、出前授業での使用など、可能な限り使用し、啓発のきっかけにしたいと考えています。



NEW ・雑がみチャレンジ、ごみゼロチャレンジの普及促進 **強化**

令和 3 年度にスタートした小学 4 年生向け「雑がみチャレンジ！」や、令和 4 年度から小学校 5 年生向けに実施する「ごみゼロチャレンジ！」などの施策を通じて、小さい頃からごみの分別や資源化に興味を持つだけでなく、こどもを通じて家庭での習慣化を図ります。

NEW ・スポ GOMI に関する周知啓発 **継続**

子供からお年寄りまで参加できる「スポ GOMI」は、ごみ拾いを通じてスポーツとして楽しみながら、環境問題に関心を持つきっかけとなることを目的としています。今までごみ問題に興味の無かった人にも関心を持ってもらうきっかけとなるよう、普及促進に努めます。

②協働による計画の推進

行政

・横のつながりを意識した連携 **強化**

「食品ロス」については、環境省、農林水産省、消費者庁など所管を超えた枠組みの中で取り組みが行われています。行政組織においても、単独で行うのではなく、福祉部局、農林部局などと連携し、さらには他市町との広域的な連携も視野に入れながら積極的に取り組んでまいります。

第6章. 計画の推進に向けて

第1節. 推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を市民・地域組織、事業者、市の協働により推進し、目標の達成を目指していきます。

(1) 市民・地域組織、事業者、市の役割

各主体が担う役割は既に示したとおりですが、それらの取り組みを推進するには、各主体相互の連携、協働が欠かせません。各主体及び関連する団体などがその役割を認識し、相互理解を深め、良好な協働関係を構築します。

また、各主体の役割にとらわれず、ごみの排出者である市民・地域組織、事業者は積極的な取り組みを行います。

(2) 伊勢市廃棄物減量等推進審議会

本計画の施策の推進状況を管理し、施策の推進にあたります。

第2節. 計画の進捗管理

PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

1. 進行管理体制

「伊勢市廃棄物減量等推進審議会」にて本計画の推進状況を管理していきます。

2. 進行状況の評価及び公表

本計画の目標を達成するには、毎年度の進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために、第4章で設定した「計画目標」と第5章で設定した具体的な施策を用います。これらを評価し、課題をまとめ、評価結果を公表していきます。

3. 次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期計画へ反映します。

第7章. その他

第1節. 災害廃棄物対策

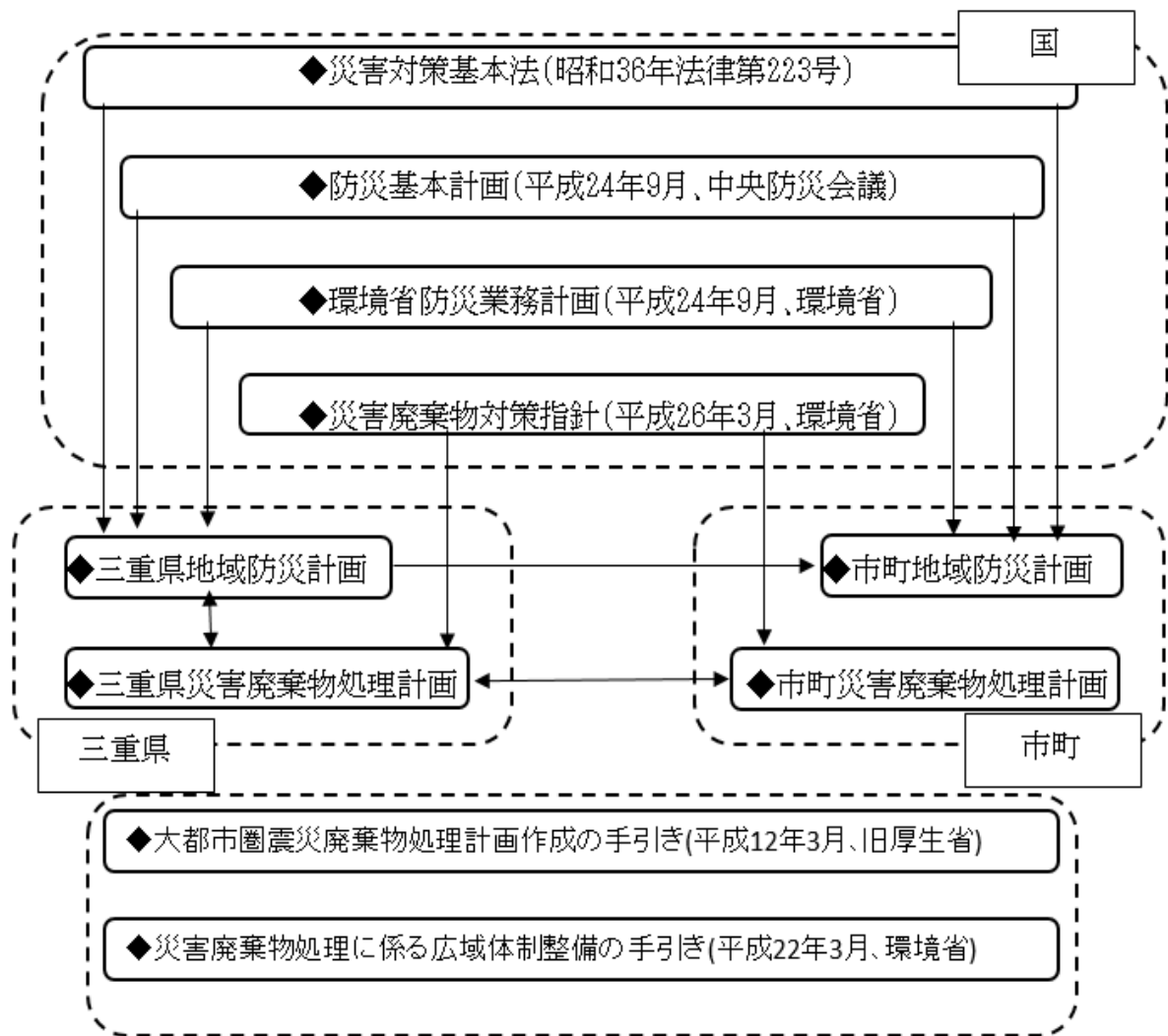
1. 基本的な考え方

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければなりません。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等によりその減量を図り、将来に渡って災害廃棄物の適正な処理が確保できるよう、最終処分を逡減させる必要があります。

2. 災害廃棄物処理計画

南海トラフ地震その他大規模地震の発生に伴う被害が危惧されている伊勢市においては、国(環境省)の「災害廃棄物対策指針」策定(平成26年3月)、及び三重県の「三重県災害廃棄物処理計画」策定(平成27年3月)を受けて、平成23年3月に策定した伊勢市災害廃棄物処理計画を全面的に見直し、「伊勢市地域防災計画」に基づいて、災害時において発生する廃棄物(し尿その他の一般廃棄物を含む)の処理に係る平常時の予防措置、緊急時の対応及び復旧・復興時の対応について、具体的な業務内容を示すことにより、今後起こりうる災害に予め備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の実施を図ることを目的として、新たに「伊勢市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

なお、伊勢市地域防災計画に基づき、庁内の関連部署と調整をとりながら、以下のような流れで点検を行い、地域防災計画や被害想定が見直されるなど前提となる条件や、社会情勢の変化等をふまえ、定期的に計画を更新します。



災害廃棄物処理に係る広域体制整備のための参考資料

出典:環境省災害廃棄物対策指針(平成26年3月),P1-3,図1-3-1を一部修正

図7-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

資料1. 伊勢市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

※敬称略

	氏名	現在の職業又は役職	特記事項
学識経験者	萩原 浩司	皇學館大学 助教	
	平島 円	三重大学 教授	
市民	田岡 光生	市民公募による	
	上野 早苗	市民公募による	
事業所等	酒徳 慎吾	伊勢商工会議所 環境サービス部会 副部会長	
	井倉 孝治	株式会社ぎゅーとら 環境担当	令和4年9月1日まで
	安井 正和	株式会社ぎゅーとら 総務部 リサイクル係長	令和4年9月2日から
地域住民組織	杉山 謙三	伊勢市総連合自治会 会長	
	竜田 和代	伊勢市女性団体連絡協議会 会長	
	坂村 春美	伊勢市食生活改善推進協議会 会長	
再生資源事業者	前川 輝夫	株式会社幸伸 工場長	
関係行政機関	奥田 哲也	三重県南勢志摩地域活性化局環境室 環境課長	
	坂本 進	伊勢広域環境組合 事務局 局長	

伊勢市ごみ処理基本計画（改定版）
令和 4 年

編集：伊勢市 環境生活部 ごみ減量課

〒 515 -0505 三重県伊勢市西豊浜町 654

TEL : 0596 - 37 - 1443 FAX : 0596 - 37 - 0189

E - MAIL : gomigenryou@city.ise.mie.jp

URL : <https://www.city.ise.mie.jp>



伊勢市